



決 裁	事務局長	次 長	課 長	課長補佐	G L	担 当	合 議
※ 決 定 年 月 日							

短期請求等様式第 11 号

育 児 休 業 手 当 金 請 求 書				決 定 額		※ 円				
組 合 員 等 記 号 ・ 番 号		—		組 合 員 氏 名		所 属 所 名				
育 児 休 業 手 当 請 求 期 間		初 回		年 月 日 から		年 月 日 まで				
		変 更 後 / 2 回 目		年 月 日 から		年 月 日 まで				
育 児 休 業 に 係 る 子 の 名 前				育 児 休 業 に 係 る 子 の 生 年 月 日		年 月 日				
標 準 報 酬 月 額		円		給 付 日 数		日				
				請 求 金 額		円				
証 明 事 項	雇 用 保 険 加 入		有 ・ 無							
	育 児 休 業 の 初 日 が 子 の 出 生 か ら		該 当 す る 方 に <input checked="" type="checkbox"/> の 事 物 <input type="checkbox"/> 8 週 間 以 内 <input type="checkbox"/> 8 週 間 超 ~ 1 歳 に 達 す る 日 まで							
	育 児 休 業 期 間		初 日		年 月 日		末 日		年 月 日	
			育 児 休 業 期 間 に 変 更 が あ っ た 場 合		変 更 後 の 末 日		年 月 日			
	育 児 休 業 期 間 (2 回 目)		初 日		年 月 日		末 日		年 月 日	
			育 児 休 業 期 間 に 変 更 が あ っ た 場 合		変 更 後 の 末 日		年 月 日			
育 児 休 業 手 当 金 支 給 期 間 延 長 事 由 (注 1 参 照)										
1 保 育 所 に お け る 保 育 が 実 施 さ れ な い 事 物 2 養 育 を 予 定 し て い た 配 偶 者 の 死 亡 又 は 負 傷 ・ 疾 病 等 3 養 育 を 予 定 し て い た 配 偶 者 と の 婚 姻 の 解 消 等 に よ る 別 居 4 養 育 を 予 定 し て い た 配 偶 者 が 産 前 産 後 休 業 期 間 に あ る 事 物 5 本 請 求 と は 別 の 子 に 係 る 産 前 産 後 休 業 を 開 始 し た 事 物 に よ り 本 請 求 に 係 る 子 に つ い て の 育 児 休 業 を 終 了 し た 場 合 で 、 当 該 産 前 産 後 休 業 に 係 る 子 の 全 て が 死 亡 又 は 組 合 員 と 同 居 し な い 事 物 と な っ た 事 物 6 介 護 休 業 を 開 始 し た 事 物 に よ り 本 請 求 に 係 る 子 に つ い て の 育 児 休 業 を 終 了 し た 場 合 で 、 当 該 介 護 休 業 に 係 る 対 象 家 族 が 死 亡 も し く は 離 婚 等 に よ り 組 合 員 と の 親 族 関 係 が 消 滅 し た 事 物 7 本 請 求 と は 別 の 子 に 係 る 新 た な 育 児 休 業 を 開 始 し た 事 物 に よ り 本 請 求 に 係 る 子 に つ い て の 育 児 休 業 を 終 了 し た 場 合 で 、 当 該 新 た な 育 児 休 業 に 係 る 子 の 全 て が 死 亡 又 は 組 合 員 と 同 居 し な い 事 物 と な っ た 事 物 も し く は 養 子 縁 組 等 が 成 立 し な っ た 事 物										
上 記 の と お り 育 児 休 業 の 承 認 (変 更) を し た 事 物 を 証 明 し ま す。										
年 月 日		所 属 機 関 の 長			職 名 氏 名					
上 記 の と お り 請 求 (変 更 請 求) し ま す。										
滋 賀 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合 理 事 長 様		年 月 日			住 所 請 求 者 氏 名					
上 記 の 記 載 事 項 は 、 事 実 と 相 違 な い も の と 認 め ま す。										
年 月 日		所 属 所 長			職 名 氏 名					

(注) 裏面の注意事項を参照してください。 ※印欄は記入しないでください。

注意事項

注1 育児休業手当金支給期間延長事由欄は、養育する子が1歳に達した日後に該当する場合記入し、次の書類を添付してください。

1の場合・・・「育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書」、「市区町村に提出した保育所等の利用申込書の写し」及び「市町村長等の入所不承諾書等の通知」

2の配偶者の死亡又は3の場合・・・「住民票及び母子健康手帳の写し」

2の配偶者の負傷等の場合・・・「医師の診断書等及び母子健康手帳の写し」

4の場合・・・「母子健康手帳の写し」

5, 6, 7の場合・・・「住民票」、「母子健康手帳の写し」及び「他の休業が終了したことがわかる書類（辞令の写し等）」

注2 両親ともに育児休業をする場合の特例により、育児休業に係る子が1歳に達した後も育児休業手当金の支給を受けようとするときは、次の書類を添付してください。

「住民票等組合員の配偶者であることが確認できる書類」、「育児休業取扱通知書（雇用保険加入者が取得）または育児休業に関する所属機関の長の証明書（共済組合加入者が取得）等、組合員の配偶者が当該育児休業に係る子の1歳に達する日以前のいずれかの日において育児休業をしていることが確認できる書類」

注3 休業日数は、土・日曜日を除いた日数であり、土・日曜日以外の祝日及び年末年始については、休業日数に含まれます。